

House-View Spot Report

CPI Review 米国6月

The logo for IFA Leading, featuring the text "IFA Leading" in a bold, black, sans-serif font. The text is positioned to the left of a large, white, three-dimensional sphere that has a subtle gradient and a shadow, giving it a floating appearance.

IFA Leading™

Asset Management
with Higher Transparency.

IFA Leading is a financial institution with solid knowledge and ethical attitudes. We pursue truly better financial service through constant reflections and actions. We believe that asset management should make your aspirations come true by not only leveraging your capital but also by understanding your life stories and social trends.

We promise you to protect your assets and make sure you know all the reasoning behind our actions, to guide you through to make truly satisfying decisions. We will always be there as your closest advisor to support your life plans and financial goals. Financial service to enrich your future and our society.

■ サービス価格の安定は安心材料も財価格に関税の影響が波及

- コア物価指数の伸びが限定的なことが安心材料
- 財価格を中心に関税コストが波及している
- 今回のデータがFRBの金融政策に与える影響は軽微だろう

CPIは関税によるインフレ圧力が今のところ限定的であることを示唆

6月の消費者物価指数（CPI）は、財価格を中心に関税コストが商品価格に転嫁されつつある可能性を示唆した。

一方、基調的なインフレを判断する上で注目されるコア物価指数の伸びは限定的で、「今のところ」関税の影響が広範囲に及んでいる証拠には乏しかった。

今回のデータが連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策に与える影響は軽微で、FRBは様子見の姿勢を継続するだろう。関税によるインフレ圧力がどの程度、実際に物価を押し上げるかを見極める必要がある。

7月FOMCでは政策金利を据え置く可能性が高い

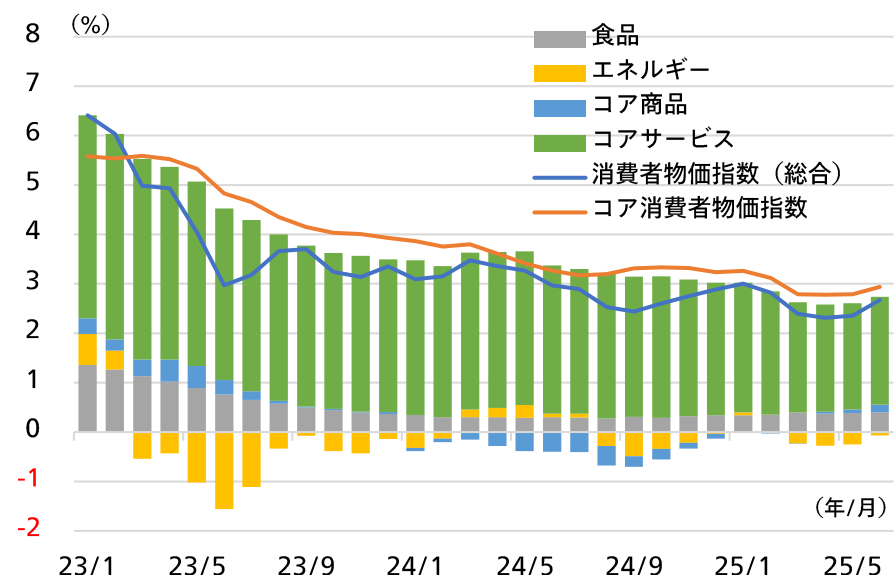
パウエルFRB議長がFOMC後の記者会見で述べたように、「夏を通じて多くのことを学ぶ」必要があるだろう。7月の連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利を据え置く可能性が高い。

6月のCPIは総合指数が、コア商品（財価格）が押し上げ要因となり、前年同月比+2.7%と前月の同+2.4%から伸び率が加速し、市場予想（Bloombergコンセンサス）の同+2.6%を上回った（下図参照）。

直近の方向性を探る上で重要視される前月比も+0.3%と前月の同+0.1%を上回った（市場予想の同+0.3%には一致した）。

一方、コア物価指数は、前年同月比+2.9%と前月の同+2.8%を上回った（市場予想は同+2.9%）。前月比では、後述するホテル代や自動車の鈍化が寄与したことで、前月比+0.2%と前月の同+0.1%から僅かな伸びに留まり、市場予想の同+0.3%を下回った。

【米消費者物価指数の推移（前月比）】



注：直近値は25年6月。コア消費者物価指数は、変動の大きいエネルギーと食品を除く指数
出所：米国労働統計局のデータをもとに当社作成

関税の影響が財価格に波及している

消費者物価指数の項目別では、消費者の慎重姿勢が垣間見えることに加えて、関税の影響が財価格に波及していることが分かる。

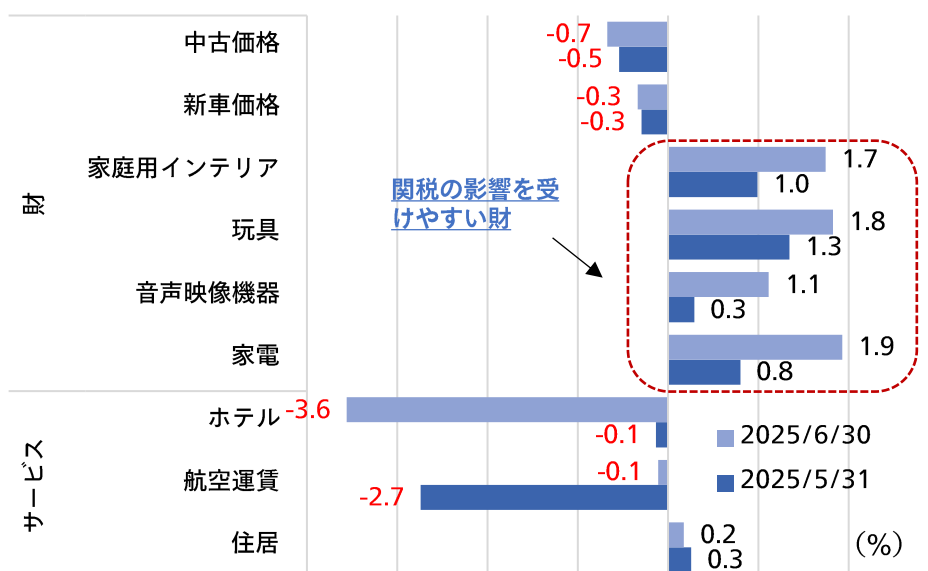
下図に示すように、消費者が裁量的に支出すると考えられるホテル代は、前月比▲3.6%と4ヶ月連続でマイナスとなっており、航空運賃も同▲0.1%と5ヶ月連続で減少している。

一方、関税の影響を受けやすい家庭用インテリア、玩具、音声映像機器や家電などは前月から軒並み伸び率が上昇している（下図参照）。これらの品目の前月比での伸び率は大きく、玩具は2021年4月以来の大幅上昇で、家庭用インテリアは2022年3月以来、家電は約5年ぶりの伸びとなっている。

利下げに対する市場コンセンサスに大きな変化はみられなかった

消費者物価指数の発表を受けて、金融市場のFRBの利下げに対する織り込みは僅かに後退したが、大きな変化はみられなかった。依然として、「2025年10月の利下げ再開、年内約2回の利下げ」が市場コンセンサスとなっている。

【一部のコア財とコア・サービスの前月比】



注：直近値は25年6月
出所：米国労働統計局のデータをもとに当社作成

Disclaimers

- ・本資料は、有価証券の購入又は売却を勧めるものではありません。また本資料によって何らかの行動を勧誘するものでもありません。
- ・本資料は、株式会社 IFA Leadingが一般的な情報を提供することを目的としています。これは推奨に該当するものではなく、特定の投資目的、財務状況又は要望を考慮しているものではありません。
- ・本資料に基づき行動をする場合は、その前にそれらがお客様の特定の状況に当てはまるか否かを考慮に入れるべきであり、必要とあれば専門家の助言を求めてください。
- ・本資料において引用されておりますものは、税務あるいは会計あるいは法律上の助言を提供するものではなく、行おうとする投資やご提案についてご自身の税務あるいは会計あるいは法律顧問に相談されるようにお勧め申し上げます。なお本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・本資料のいかなる部分も、当社の事前の書面による同意を得ることなくいかなる方法による複写、写真複製、又は再配布も許されません。
- ・本資料に記載されかつ添付されている情報は、秘密、法律上の秘匿特権、又はその他の保護の対象になっている可能性があり、また受取者による使用のみが意図されています。
- ・当該資料の第三者への配布又はそれに基づいていかなる行為を行なうことも明確に禁止されていることに、ご注意下さいますようお願いいたします。

金融商品取引法に基づく表示

広告等の規制(金融商品取引法第66条の10)

及び商号等の明示(金融商品取引法第66条の11)

① 広告等の規制（金融商品取引法第66条の10）

金融商品仲介業者の商号 株式会社IFA Leading

登録番号

金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第959号

金融商品取引業者（投資助言・代理業） 関東財務局長（金商）第3422号※

加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

※弊社の投資助言・代理業務は、スマートプラス社に対する投資助言に限ります。

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

②商号等の明示（金融商品取引法第66条の11）

< 所属金融商品取引業者等 >

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会

マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・弊社は所属金融商品取引業者等の代理権を有していません。
- ・弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。



Thank You.